

令和7年度若者交流促進事業実施委託業務
仕様書(案)

第1 委託業務名

令和7年度若者交流促進事業実施委託業務

第2 業務の目的

スポーツ振興や伝統芸能等の県関連イベントの情報を集約した専用サイトを制作し、広告配信により若者に周知するとともに、本事業のアンケートを実施し、回答のあった独身のイベント参加者にキャッシュバックを実施するなど、若者の参加を促す仕組みを設けることで、若い世代が求めている自然な出会いの機会を創出する。

第3 業務の概要

- 1 専用サイトの制作業務
- 2 広告物の制作・SNS等の情報配信業務
- 3 対象イベントへの参加確認
- 4 対象イベントの参加者へのキャッシュバック
- 5 広告効果測定及び報告
- 6 実施体制等
- 7 成果物及び提出時期

第4 業務の内容

- 1 専用サイトの制作業務(ランディングページ、申込フォーム、アンケートフォーム)

(1)ランディングページ

① 業務内容

制作するランディングページは、県が関連するイベントの認知度向上や参画促進に資するものとし、パソコン・タブレット・スマートフォンから情報を閲覧する下記の層をターゲットとする。

ア 対象者

エリア:高知県在住者

性別:全て

年齢:20歳以上 39歳以下

② 条件

ランディングページの制作については、以下のとおり実施すること。

ア 内容

- ・保管先(サーバー)は受託者側で用意すること。
- ・県が指定するイベントの情報を分かりやすく掲載し、かつ若者の興味を引くデザインとし、当

該イベントのホームページ(概要、申込等)のリンク設定を行うこと。

- ・参加申込が必要なイベントは、参加対象者の条件、申込み期限等の必要事項を掲載すること。また、イベントの参加申込みと誤解されないよう、注意喚起等を行うこと。

イ その他

- ・制作スケジュールを提示すること(8月中に稼働開始)。
- ・構成について委託者と必ず協議し、全体のイメージを共有すること。また、納品までに少なくとも毎月1回は委託者が校正する機会を設け、委託者の意向を随時確認しながら制作すること。
- ・特にスマートフォンでの表示を意識して制作すること。
- ・別途、県の出会い、結婚支援事業に関係するバナーをリンク貼付すること。

(2) 申込フォーム

制作する申込みフォームは、以下のとおりとすること。

① 内容

- ・下記4のキャッシュバックを受けられるものとし、郵便番号、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス等の入力欄を設けること。
- ・独身者であることや、申込後に既婚者となった場合はキャッシュバックの申請をしないことを誓約するチェック欄を設けること。
- ・キャッシュバックをできるだけ容易に受けられる仕組みとなるよう工夫すること。

② その他

- ・制作スケジュールを提示すること(8月中に稼働開始)。
- ・構成について委託者と必ず協議し、全体のイメージを共有すること。
- ・特にスマートフォンでの表示を意識して制作すること。
- ・申込者の属性ごとのイベントの参加傾向等を分析しやすい仕組みとしておくこと。

(3) アンケートフォーム

制作するアンケートフォームは、以下のとおりとすること。

① 内容

- ・県内在住の20～30代を対象に実施することとし、調査項目や内容は県側で作成する(全部で10問程度の想定)。
- ・アンケート結果の取りまとめ報告書を作成し、提出すること。

② その他

- ・制作スケジュールを提示すること(8月中に稼働開始)。
- ・構成について委託者と必ず協議し、全体のイメージを共有すること。
- ・特にスマートフォンでの表示を意識して制作すること。
- ・申込者の属性ごとの回答の傾向等を分析しやすい仕組みとしておくこと。

2 広告物の制作・SNS 等の情報配信業務

WEB・SNS 広告、チラシ等を活用し、効果的な周知・広報を行うこと。

(1) WEB・SNS 広告を活用した広報

内容	ランディングページへの誘導をする内容とすること。 広告からのランディング先は、本事業により作成したランディングページとすること。
目標	ランディングページの閲覧数や広告経由のセッション数等について、目標数値を設定すること。各数値を達成した場合でも、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
期間	令和7年8月～令和8年3月
対象年齢	高知県在住の 20 歳以上 39 歳以下の男女
広告表示回数	50,000 回以上／一か月(令和7年8月～令和8年3月)
活用する媒体	Google、Instagram、YouTube など ただし、委託者と協議のうえ、変更できるものとする。
媒体件数	提案のとおり。 ただし、委託者と協議のうえ、変更できるものとする。

(2) チラシの作成及び封入配布(発送)

内容		・若者交流促進事業の広報 ・ランディングページや SNS への誘導
規格等	サイズ	A4(チラシ)
	その他	4色刷
種類		1種類
部数		15,000 枚程度(チラシ)
配布時期		令和7年8月(サイト構築後)
配布先・方法		県が指定した配布先へ受託者が郵送等(約 400 箇所)

(3) その他、効果的な広報活動(作成物含む)

上記(1)・(2)に加え、効果的な広報活動があれば、予算の範囲内で実施すること。

3 対象イベントへの参加確認

(1) 業務内容

上記1(3)のアンケートの回答者のうち独身者については、下記4のとおり、イベントの参加に応じてデジタル地域通貨やデジタルクーポンをキャッシュバックすることとしており、当該キャッシュバックを申込みした方が対象イベントに参加したかどうか、受託者が確認できる仕組みを構築すること。

(2)条件

- ・対象イベントは30～40回分を想定することとし、県が対象イベントを選定する。参加実績の確認方法は、できるだけ厳格性を有しつつ、経費や手間がかからない視点で最善を選択することとし、最終的には県と協議のうえ、採用すること。
- ・本事業用にブース設置の協力が得られるイベント(最大10回程度の想定)については、受託者がブースを運営し、当該イベントに参加していることを直接確認するとともに、併せて本事業の周知啓発や申込案内等を行うこと(設置協力の調整は県が実施)。

4 対象イベントの参加者へのキャッシュバック

(1)業務内容

県内在住の20～30代を対象に実施する上記1(3)のアンケートの回答者のうち、独身の方には謝礼として、対象イベントの参加1回あたり1,000円相当のデジタル地域通貨またはデジタルクーポンを配布すること(一人あたり最大10回分までとし、計10,000円相当まで)。

(2)条件

- ・キャッシュバックは、デジタル地域通貨に加え、汎用性が高く、手数料が不要もしくは安価なデジタルクーポンのいずれかを申込み者が選択できるよう手配し、最終的に活用する媒体は県と協議すること。
- ・最大で延3,300人分のキャッシュバックを目標としているが、キャッシュバック数に応じて精算できるよう調整すること。
- ・既婚者による申請、なりすましや二重申請等の不正防止対策を実施すること。
- ・運転免許証、マイナンバーカードや保険者証などにより本人確認等が実施できる仕組みについて、できるだけ申請者の手間がかからない方法で構築すること。

5 広告効果測定及び報告

(1)業務内容

広告の表示回数やランディングページへの誘導状況等を分析しながら、事業の進捗に併せて、ターゲットの変更や絞り込み等の改善策を委託者と協議のうえ実施すること。

(2)条件

効果測定及び報告については、以下のとおり実施すること。

- ・広告効果の測定方法及び効果検証の方法について広告運用計画に定めること。
- ・全ての広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

6 実施体制等

(1)契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュール及び実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と協議のうえ実施すること。

(2)当該業務の実施体制を明記すること。再委託を行う場合は、各事業者名、役割について明記する

こと。なお、参加事業者の業務実績(類似した業務も含む)を明記すること。

(3)各業務に係る制作・運用、編集、調査、分析、報告等の一切の経費(交通費、各種データ費等)は、すべて委託金額に含むこと。

(4)契約期間中に高知県と打ち合わせを行った場合は、協議内容の詳細を書面にて報告すること。

7 成果物及び提出時期

成果物名	内容	成果物の規格及び提出部数	提出時期
制作スケジュール、 広告運用計画	当該委託業務の実 施計画及びスケジ ュールを記載	・A4判1部	委託業務開始から14 日以内
ランディングページ、 申込みフォーム、ア ンケート様式、広告	完成したデータ及び 再編集可能なマスタ ーデータを含む	・A4判2部 ・電子データ(PDF、 マスターデータ等)を 格納した電子媒体(C D-R等)1部	令和8年3月 23 日
広告配信の分析結 果報告書	広告配信終了後、事 業の結果分析及び 今後の展開について 改善提案を盛り込ん だもの		
アンケート結果の取 りまとめ報告書	効果的なグラフ及び 的確な文書を用い て、イベントの参画促 進に活用できる分析 を行い、分かりやす い内容となるよう編 集を行ったもの。		
委託業務報告書	当該委託業務の実 施内容を記載(分析 結果報告書を含む)		

第5 その他留意事項

- 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。
- 成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委

託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

- 4 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- 5 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- 6 委託者が上記5で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- 7 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- 8 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- 9 業務遂行にあたっては「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 10 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- 11 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。